

## 実績評価書

平成15年10月

政策体系	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	1	食品の安全性を確保すること
		食品添加物の規格基準や残留農薬基準の整備等を通じ、食品の安全性の確保を図ること
担当部局・課	主管部局・課	食品安全部基準審査課
	関係部局・課	

## 1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	食品添加物中既存添加物の規格数を平成16年度までに総数100までに増加させること					
(実績目標を達成するための手段の概要)						
食品添加物公定書作成検討会を設置し、新規規格案を策定し、薬事・食品衛生審議会に諮問する。						
(評価指標)		H10	H11	H12	H13	H14
既存添加物の規格数(品目)		12	12	72	72	72
(備考)						
食品添加物の規格については、食品添加物の公定書の作成に併せて5年程度に一度見直しを行っており、次期見直しは平成16年を目途としている。						
実績目標 2	残留基準設定農薬数を年間10農薬ずつ増やすこと					
(実績目標を達成するための手段の概要)						
基準未設定農薬について、専門家による毒性評価・曝露評価等を経て、安全確保のための残留基準を策定する。						
(評価指標)		H10	H11	H12	H13	H14
残留基準設定農薬数(農薬)		179	199	214	229	229
(備考)						
平成14年度においては、新規、見直しを含め15農薬について、薬事・食品衛生審議会において審議を行ったが、平成15年8月現在も継続審議中である。						

## 2. 評価

## (1) 現状分析

現状分析	食品添加物の規格については、平成15年度に、公定書作成検討会を設置して、検
------	---------------------------------------

討を開始し、平成 16 年度末までに終了する予定としている。

残留農薬基準については、平成 14 年度に、15 農薬について薬事・食品衛生審議会における審議を行ったところであり、平成 15 年度にこれら農薬について基準を設定する予定である。

## (2) 評価結果

### 政策手段の有効性の評価

現在までに 72 の既存添加物の規格及び 229 農薬について残留農薬基準が設定されている。既存添加物の規格設定にあつては、公定書作成検討会で今後審議する予定である。残留農薬基準の設定については、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いた上で随時、基準を設定していくこととしている。これらの規格基準の設定を進めていくことは食品の安全確保の観点からみて有効である。

### 政策手段の効率性の評価

既存添加物については、平成 11 年に公定書を作成した際、規格数が 70 を超えた。平成 15 年度には公定書作成検討会を設置し、次期公定書の作成において 30 以上の既存添加物の規格を追加すべく検討を行う予定である。また、残留農薬基準については、年間約 20 農薬ずつ基準設定を行い、基準設定農薬数も 200 を超えたところであり、着実に基準整備を進めてきている。

なお、今般の食品衛生法改正に伴い、基準未設定の農薬の食品中への残留を原則禁止する、いわゆるポジティブリスト制を 3 年以内に導入することとしており、その導入にあつては数百農薬について新たに暫定的な基準を設定する予定である。

### 総合的な評価

公定書作成検討会を設置するなど、食品添加物の規格基準や残留農薬基準について着実に整備が進められていることから、施策目標についてはほぼ達成していると評価できる。

評価結果分類	分析分類

## 3. 政策への反映方針

施策手段は有効であったと考えられることから、目標達成により得られる食品の安全確保をより一層進めるために、今後とも既存添加物の規格設定、残留農薬基準の整備等を行っていく。なお、農薬の食品中への残留については、平成 15 年 5 月に公布された新食品衛生法により、いわゆるポジティブリスト制が公布後 3 年以内に導入されることに伴い、暫定的な基準を計画的に設定することとしている。

### 反映分類

## 4. 特記事項

### 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

薬事・食品衛生審議会における学識経験者の意見を聴いて評価を行っている。

各種政府決定との関係及び遵守状況

なし

総務省による行政評価・監視等の状況

なし

国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし

会計検査院による指摘

なし